

延岡市立旭中学校

危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）

令和 7 年度改訂

目 次

I 防災業務計画

1	総則	1
2	防災管理機構	1
3	防火対策	2
4	震災対策	5
5	教育訓練	6
6	防災機関との連絡	6

II 事項別対応

1	火災対応	7
2	避難経路図	8
3	地震・津波災害対応	9
4	在校時以外における地震・津波対応	10
5	台風・風水害対応	11
6	不審者の侵入時における対応	12
7	新たな危機事象時における	13
8	生徒引き渡しカード（書式例）	14
9	緊急事態発生時の報告と対応	15
10	いじめ防止対策	16

III 学校保健

1	救急体制	18
2	事故発生時の対応	19
3	救急車の呼び方と、到着するまでに行うこと	20
4	学校給食による食中毒 ・異物混入等の異常発生時の対応	21
5	アレルギー症状発生時の学校職員の対応	22
6	学校医連絡先	23

I 防災業務計画

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき延岡市立旭中学校における防災管理の徹底を期し、もって火災、震災、その他の災害等の予防及び物的、人的被害を最小限度にとどめることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、防災管理について必要な事項は、別に定める場合を除いてはこの規定に定めるところにより勤務規則に優先するものとする。

第2章 防災管理機構

(防災対策委員会)

第3条 防災管理についての最高の諮問機関として、防災対策委員会を設ける。

(委員会の編成)

第4条 委員長には学校長が当たり、委員は防火管理者のほか防災管理について必要な職員若干名を委員長が委嘱する。

(委員会の任務)

第5条 防災対策委員会の任務は次の通りとする。

- ・ 防災計画及びその実践についての審議
- ・ 防災に関する諸規程の制定
- ・ 消防用施設の改善強化
- ・ 防災に関する調査、研究、企画
- ・ 防災思想の普及と高揚
- ・ その他防災に関する根本的対策

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、おおむね年2回とし、必要に応じその都度、委員長が召集する。

(委員会の運営)

第7条 防災対策委員会の運営についての必要事項は、委員長の承認を得て、別に定めることができる。

(防災組織)

第8条 日常的な防災組織として防災委員会を設置する。災害発生時には学校防災本部を設置する。

2 防災委員会の委員長は学校長が当たり、日常的な防災体制に努める。

3 学校防災本部は、その被害状況を踏まえ、校長の判断により設置される。校長をはじめ全職員で構成し、校内における生徒の安全確保に努める。

4 前条各号による組織及び職務分担は次に定めるところによる。

<防災委員会>

委員長 (校長)	総務担当	-----	日頃から校内の防災体制の整備に努め、災害発生時にける緊急の業務内容、役割分担、各担当の状況等を確認する。
	施設・設備点検担当	--	校内の施設・設備等の点検を行うほか、危険物の除去生徒の安全確保に努める。特に、避難路の安全確保に留意する。
	防災教育	-----	生徒等に対する指導方針・計画の作成、内容の検討を行うほか、教職員及び保護者に対し指導方針等の周知等に努める。
	避難訓練担当	-----	訓練を計画的に企画し、生徒等が様々な非常事態の場で適切な避難訓練がとれるように体験的に理解させる。
	救急・救護	-----	応急手当の方法、消火器等防災用具の取り扱い方法を教職員に熟知させる。

<学校防災本部>

本部長	総括班	安全点検確認・避難誘導	--	木野・学担
		安全点検・消火	-----	木野・吉田
		救護班	-----	松尾
		救急医療	-----	高群
		保護者連絡	-----	学担
		応急復旧	-----	國部・小林
		避難所支援	-----	全職員

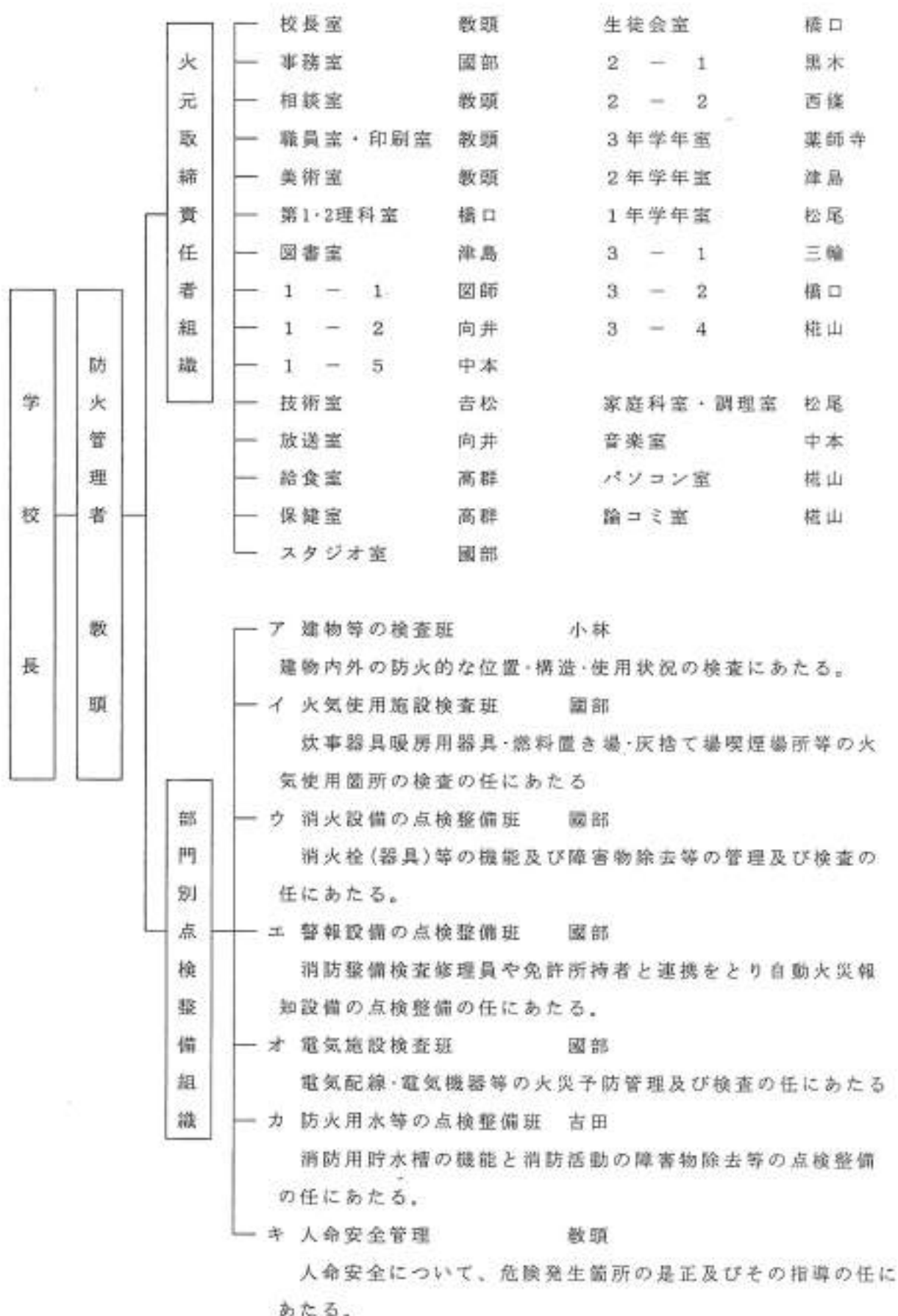
第3章 防火対策

(防火管理責任組織)

第9条 常時の火災その他の災害予防について徹底を期するため、防火管理者をおき、その下に火元取締責任者その他の責任者をおく。

2 消防用設備・避難施設その他火気使用施設について適正管理と機能保持のため、点検検査者を指名し、点検検査を行わせるものとする。

3 前条各号による組織並びに職務分担は次に定めるところによる。

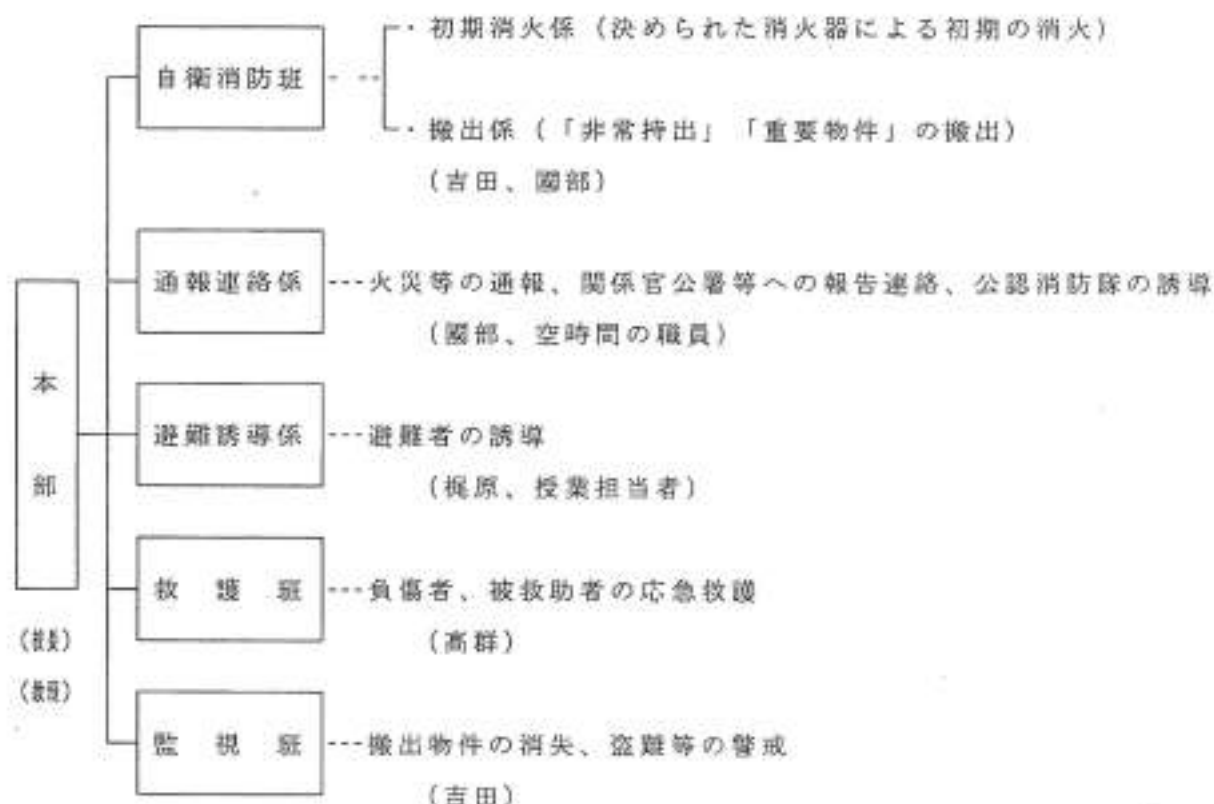


(自衛消防責任組織)

第10条 火災その他災害・事故発生時、被害を最小限度にとどめるため、消防隊長（学校長）を最高責任者としてその下に消防副隊長（教頭）をおく。

2 本部に自衛組織を編成する。

3 前号による組織及び任務分担は次に定めるところによる。



※ 重要書類

指導要録、卒業生台帳、学校沿革誌（耐火金庫）

健康診断表、歯の検査表（保健室）

備品台帳（事務室）

出席簿、休暇処理簿、学校日誌（職員室）

国旗、校旗（校長室）

第11条 火災予防等の自主検査、部門別点検整備の検査は月1回行う。

消火器・消火栓・火災報知器の点検 … 年2回実施（8月・2月）

点検実施者 … パシック

(改善措置及び記録の保存)

第12条 前条による改善を要する事項を発見した場合は、すみやかに防火管理者を通じて学校長に報告しなければならない。

- 2 点検検査結果は、その都度別に定める検査票及び維持台帳等に記録し、保存しなければならない。

(臨時火気使用)

第13条 校内の建物内外において臨時に火気を使用する場合は、火元取締責任者、防火担当の責任者を経て防火管理者の許可を得なければならない。

前項の許可を受けた場合は、使用中、使用後の始末を厳重にし、火災発生のおそれがないことを確認しなければならない。

- 2 建物内外において喫煙禁止の指定を受けた場所では喫煙してはならない。

(建築物及び施設の変更)

第14条 校内外において建築物を新設、移転、改修をする場合は防火管理者に連絡しなければならない。

第4章 震災対策

(震災予防措置)

第15条 各点検検査員及び火元責任者は、地震等の災害を予防するため、第3章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行う。

- (1) 建物及び建物に付随する施設物（窓枠、外壁、時計等）及び室内に陳列する物品の転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下防止の有無の検査

(地震後の安全措置)

第16条 各点検検査員及び火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後使用を開始する。

(避難)

第17条 火災・地震時の避難は次による。

- (1) 第1避難場所 運動場
- (2) 避難方法

ア 避難は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により避難を開始する。

イ 緊急の場合は、その活動の担任の判断で誘導引率する。

- 2 津波・浸水時の避難は次による。

- (1) 第2避難場所 校舎3階（標高約22m）
- (2) 第3避難場所 あさひ台公園（延岡市富美山町85-6）

(3) 避難方法

ア 前項に基づき運動場に避難した後、津波または浸水の危険性がある場合にのみ避難を開始する。

イ 避難の有無や避難場所は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長が判断する。ただし、緊急の場合は、その活動の担当者が判断し、率先して避難する。

第5章 教育訓練

(防災教育)

第18条 本校職員及び生徒は進んで防災に関する教育をうけ、防災管理の完璧を期するよう努力するものとする。

第19条 有事に際し、被害を最小限度にとどめるため、避難訓練等によって技術の向上を図るものとし、実施基準は次による。 4月、2月

○ 総合訓練 火災を想定し消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 2月

第6章 防災機関との連絡

第20条 防火管理者は、常に消防機関等防災機関と連絡を密にし、より適正な防災管理に努めなければならない。連絡事項については次による。

防災計画の提出（改正の際はその都度）、査察の要請、法令に基づく手続きの促進、その他の必要事項

第7章 付 則

第21条 この規定は本校に来校中の一般部外者にもその一部を適用する。

第22条 この規定は平成17年4月1日より実施する。

2 平成23年5月2日、第17条について一部改正し、平成23年4月1日から適用する。

3 平成23年7月14日、第17条について一部改正し、同日から適用する。

Ⅱ 事項別対応

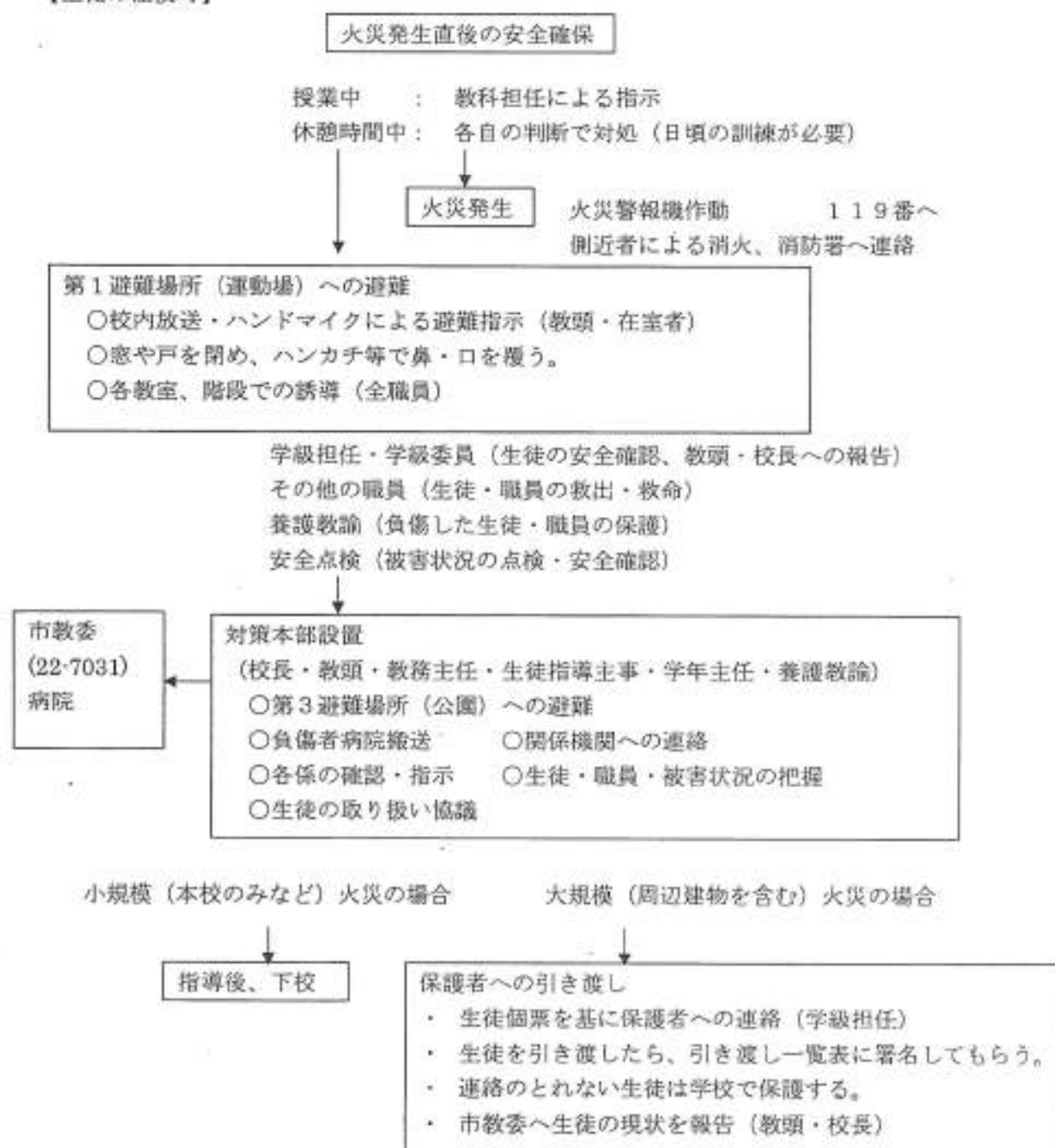
火災対応

1 予防的措置

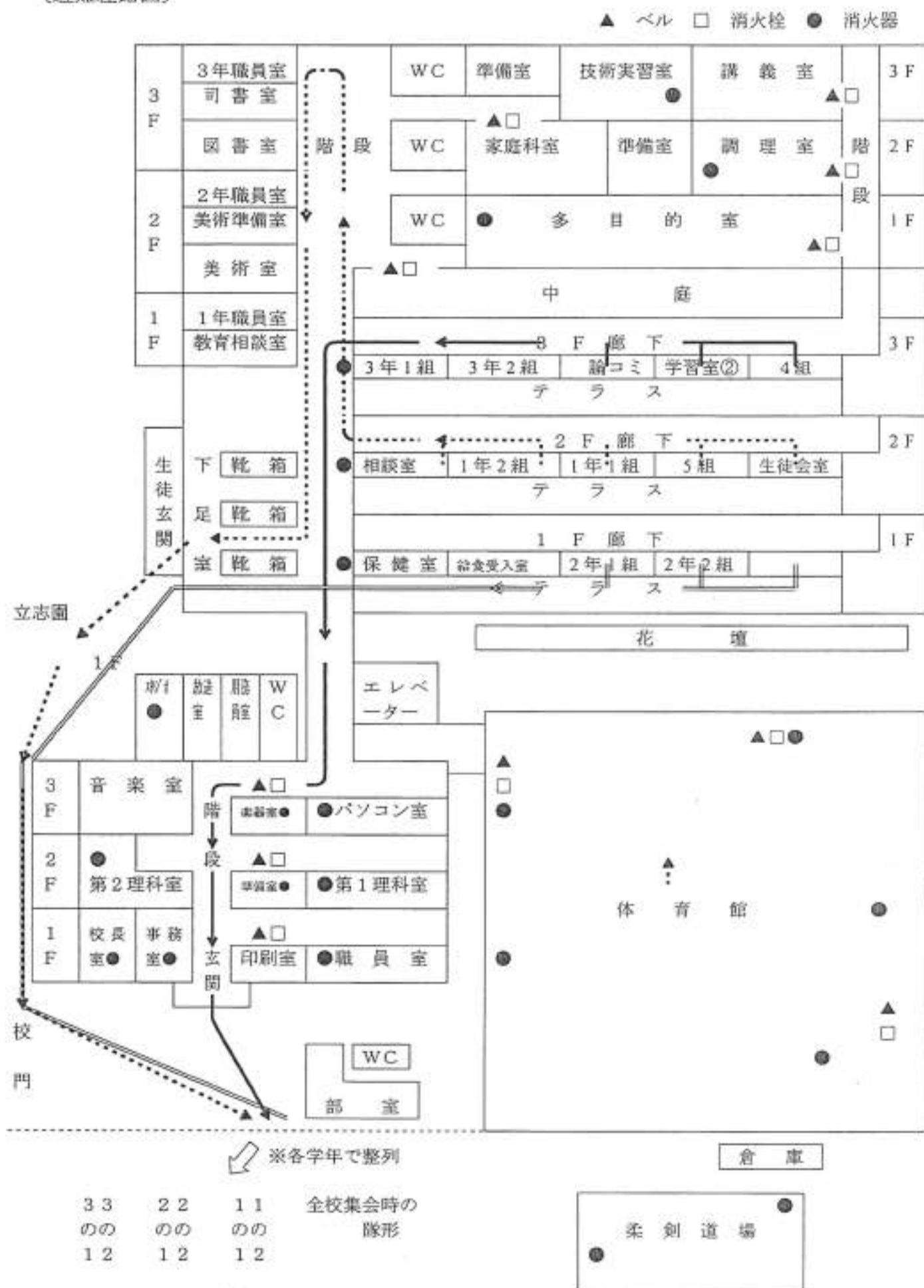
- ① 施設設備の安全点検（毎月初めに実施）
- ② 消火・警報・電気設備の定期検査（専門業者が年1～2回実施）
- ③ 防災教育及び避難訓練（いろいろな場合を想定しての訓練を実施。避難訓練は年2回程度）

2 火災における対応

【生徒の在校時】



[避難経路図]



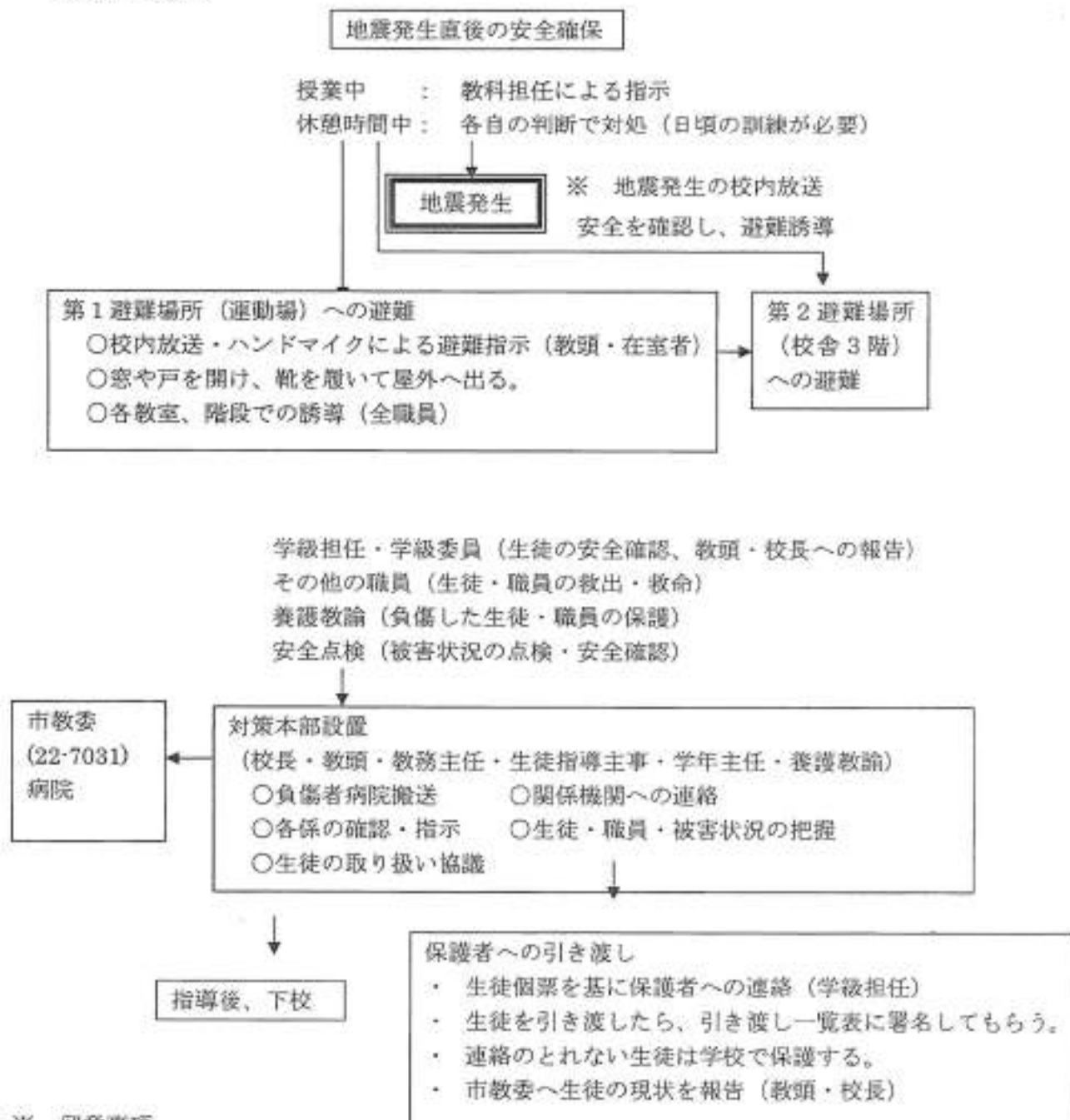
地震・津波災害対応

1 予防的措置

- ① 施設設備の安全点検（毎月初めに実施）
- ② 防災教育及び避難訓練（いろいろな場合を想定しての訓練を実施。避難訓練は年2回程度）

2 地震における対応

【生徒の在校時】



※ 留意事項

- 避難3原則・・・①「想定にとらわれない」、②「最善を尽くす」、③「率先して避難する」
- 「津波てんでんこ」の推奨。

地震発生

強い地震（震度4程度）を感じた場合、または弱い地震であっても、長い時間ゆっくりと揺れを感じた時は、津波が発生する恐れがある。（宮崎県危機管理室より）

	登下校時	自宅（休日・夜間等）	校外学習時
生徒	○ 地震が収まった後、防災行政無線等の放送により、余震や津波発生等の状況について確認する。 ○ 避難が必要な場合は、近くのできるだけ高い位置にある場所に移動する。 ○ 避難した場所からの移動は、防災行政無線等の放送をよく聞いて、安全が確認された後に行う。 ○ 登下校に支障が出た場合、可能な範囲で自分の所在を学校に連絡する。	○ 地震が収まったら、すぐにテレビやラジオ等により余震・津波予報を確認する。 ○ 避難が必要な場合は、市町村や地域が指定している避難所へ、急いで避難する。 ○ 津波発生の危険性がある場合は、近くのできるだけ高い場所に急いで避難する。	○ 教職員の指示をよく聞いて、急いで避難する。 ○ 教職員とはぐれたり、指示が届かなかったりした場合は、防災行政無線等の放送をよく聞く。避難が必要な場合は、近くのできるだけ高い場所に移動する。 ○ 避難後の行動について、教職員の指示に従う。
学校・教職員	○ 生徒の所在の確認と、状況によっては保護を行う。 ・ 校内 ・ 通学路 ・ 避難場所 ○ 保護者への引き渡しが必要な場合は、生徒引き渡し一覧表により引き渡す。連絡がつかない場合は、そのまま待機させる。 ○ 状況や学校の対応等について、延岡市教育委員会へ報告する。	○ 大規模地震や津波による被害が発生した場合は、可能な限り学校等に参集し、情報収集や延岡市教育委員会に被害情報報告等を行う。 ・ 生徒及び家族の安否確認 ・ 学校の被害状況の把握 ・ 教職員の安否確認	○ 引率教職員は、現場の状況や余震・津波情報等から避難が必要かどうかを判断する。避難が必要な場合は、生徒を避難させ、状況を学校へ報告する。 ○ 学校は、引率教職員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。 ○ 引率教職員は、避難完了後、人員確認や健康状態を把握し、学校へ報告する。 ○ 学校や交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応等について、引率教職員へ連絡する。また、対応等については、必要に応じて保護者や延岡市教育委員会へ報告する。 ○ 引率教職員は、帰校及び現地解散の対応を行い、状況を学校へ報告する。 ○ 学校は、延岡市教育委員会へ状況を報告する。

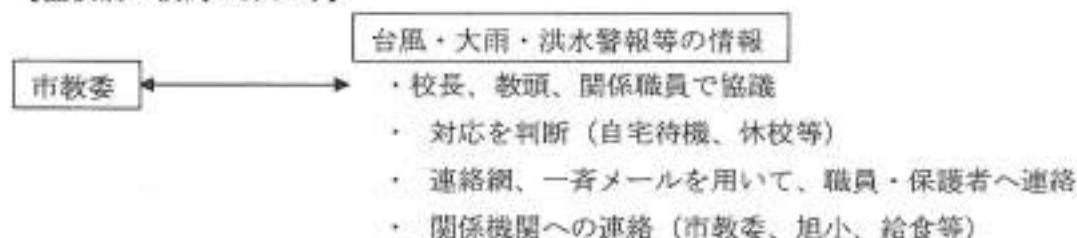
台風・風水害対応マニュアル

1 予防的措置

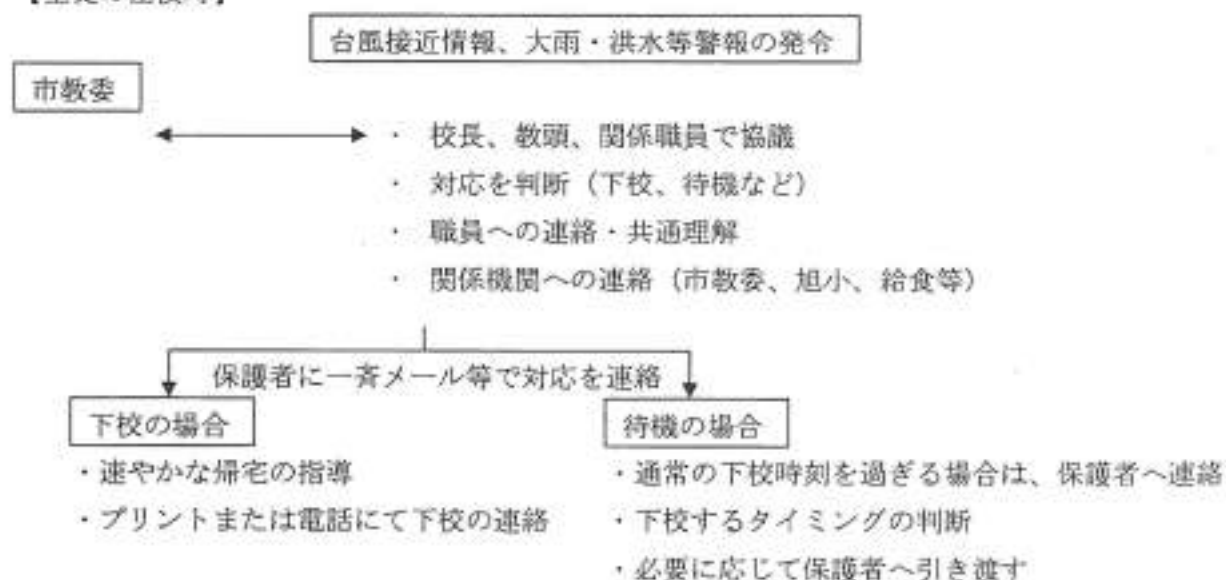
- ① 通学路及び危険箇所の把握（年度初め、必要に応じて）
- ② 通学路の危険箇所及び留意事項について指導（年度当初、必要に応じて）
- ③ 防災教育及び避難訓練（いろいろな場合を想定しての訓練を実施。避難訓練は年3回程度）

2 台風・風水害における対応

【登校前・夜間・休日等】



【生徒の在校時】



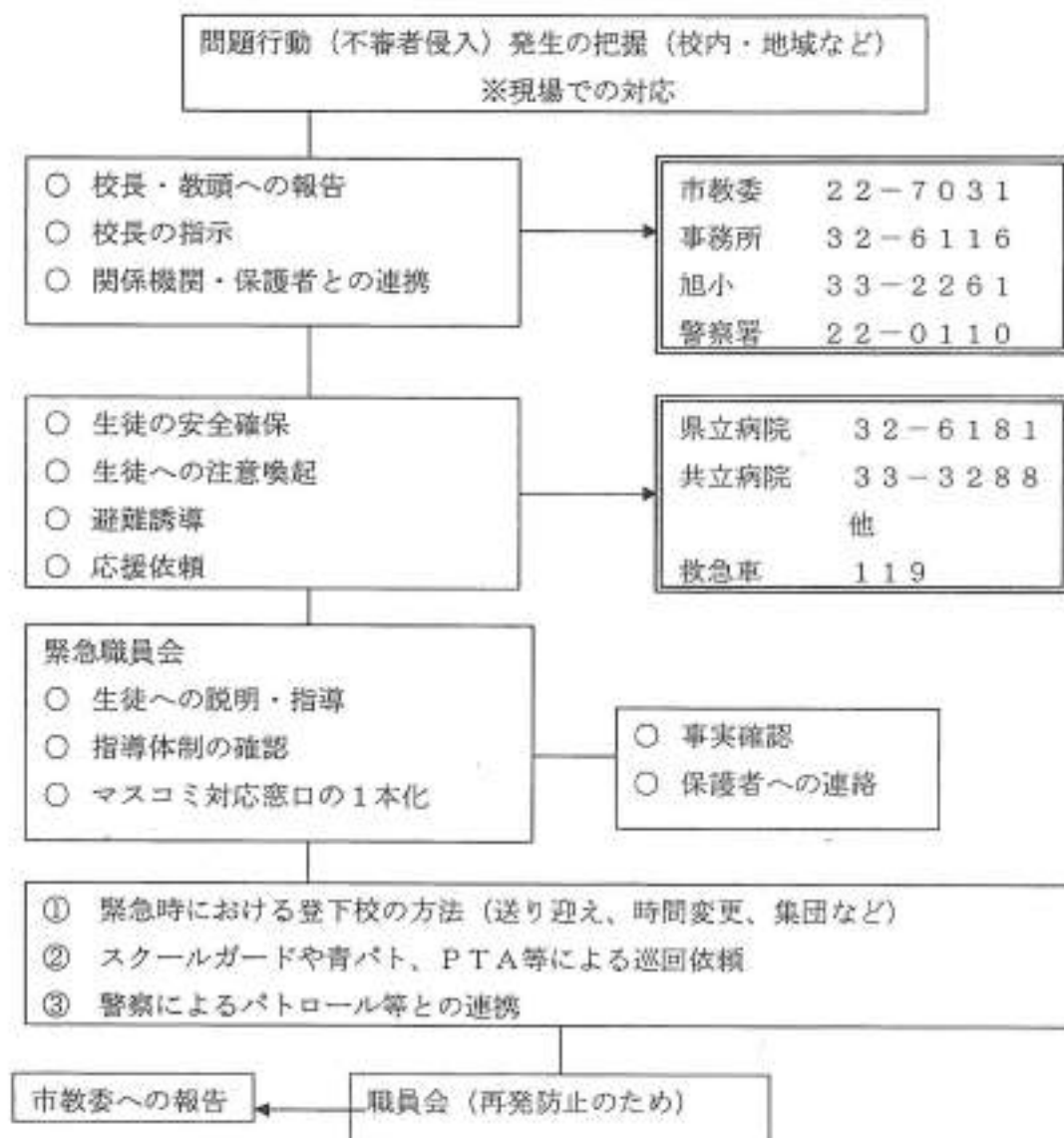
不審者の侵入における対応

1 予防的措置

段 階	具体的な方策
校 門	- 生徒は校門から7:50分に登校する。生徒指導担当が見守る。 - 遅刻した生徒は、職員室に寄ってから教室へ行く。
校舎入り口	- 来校者は正面玄関から入り、事務室で受付簿に記入する。 「商用の方は昼休み又は、放課後」の案内を掲示する。 - ボランティア等の来校者においては、カードホルダーを首から下げる。

2 不審者侵入における対応

- ① 生徒の安全確保を第一義とする。
- ② 現状（不審者）把握と現場での対応
- ③ 生徒への注意喚起、避難誘導等における教職員の対応
- ④ 職員会議等、今後の対応について協議
- ⑤ 関係機関への連絡



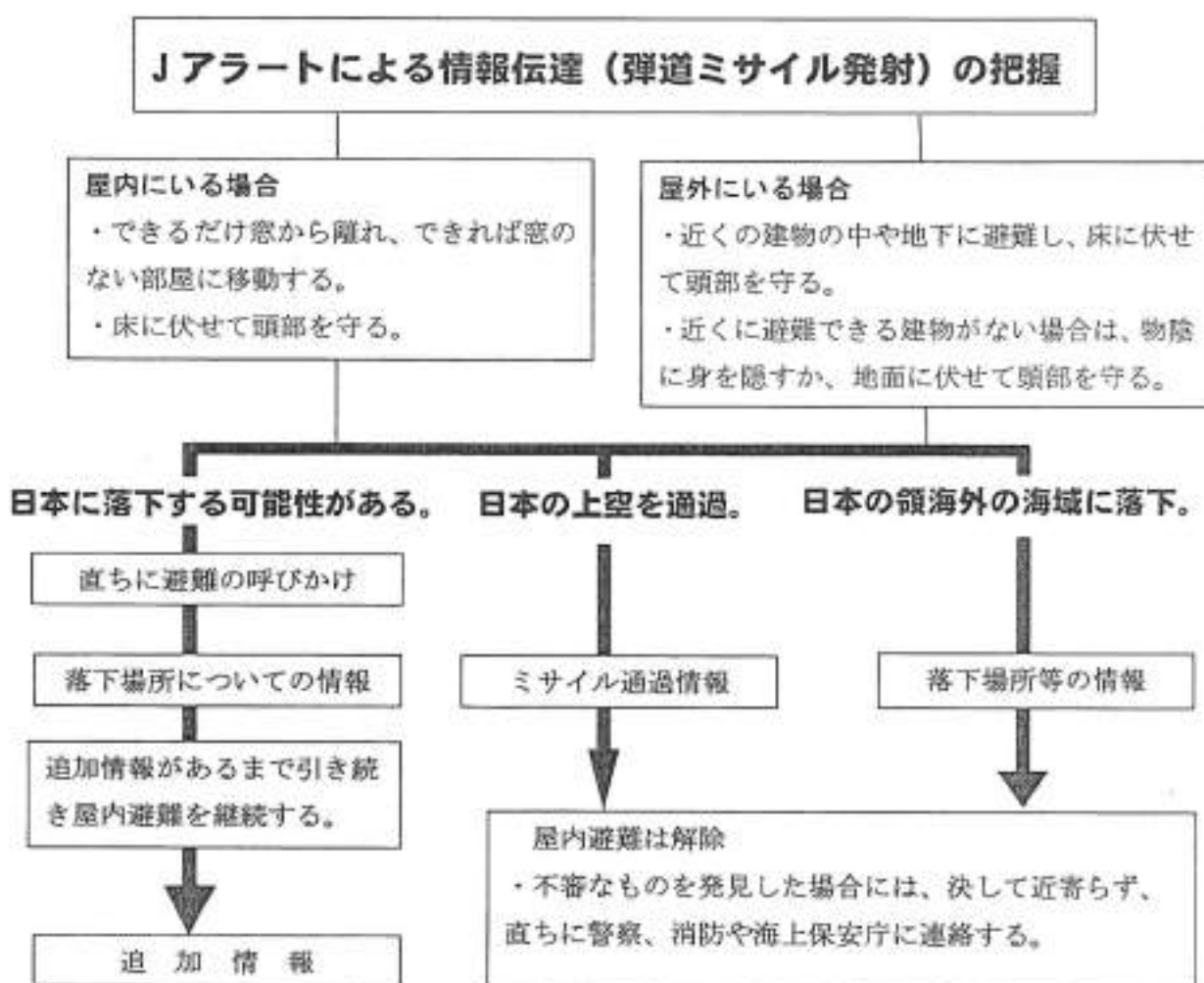
新たな危機事象時における対応

1 緊急情報に対する措置

- ① 国からの緊急情報（Jアラート等）の確認
- ② 緊急情報に係る関係機関との連携
- ③ 職員の共通理解と施設管理

2 Jアラートによる情報伝達と学校における基本的対応

- ① 生徒の安全確保を第一義とする。
- ② 現状（情報の正確な）把握と現場での対応
- ③ 生徒への注意喚起、避難誘導等における教職員の対応
- ④ 職員会議等、今後の対応について協議
- ⑤ 関係機関への連絡



市教委	22-7031
事務所	32-6116
旭小	33-2261
警察署	22-0110

県立病院	32-6181
共立病院	33-3288
他	
救急車	119

非常時生徒引き渡しカード

生徒名	ふりがな	学年 学級	年 組 番
-----	------	----------	-------

住 所	延岡市	普段の登下校手段	徒歩 ・ 自転車
-----	-----	----------	----------

本校に在籍する 兄弟姉妹	有 ・ 無	年 組 番 氏名 ()	年 組 番 氏名 ()
-----------------	-------	-----------------	-----------------

	生徒引き受け人の氏名(4名まで)	生徒との関係	連絡先
①			
②			
③			
④			

※ 生徒を引き渡す際、このカードの生徒引き受け人に書かれていない方(近所の人や知人)には、万一のことを考えて引き渡すことができません。

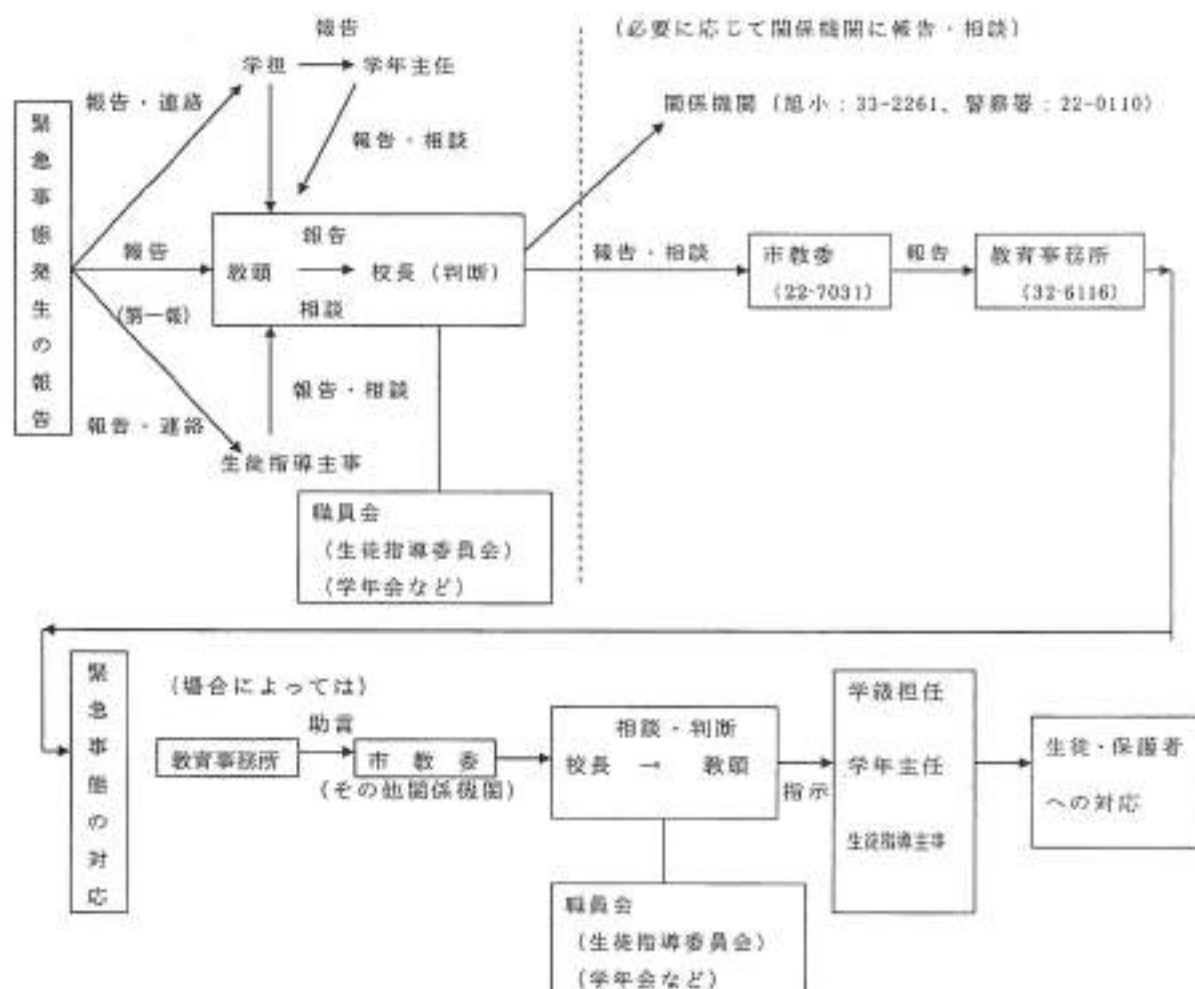
迎えに来られるまで、学校で職員と待機することになります。迎えが遅れる場合には、必ず学校に連絡をお願いします。

※ 引き受け人になっている方々は、引き渡しの際の確認を事前をお願いします。

(メール登録・校内への車の乗り入れ方法・生徒の学年など)

緊急事態発生時の報告と対応

平成24年6月作成
令和5年5月確認



校内での対応	校外との対応	傷害等の場合
① 事実(いつ、どこで、だれが、何を、どういう理由で、どうした)を確認し、教頭、校長に報告し、相談する。(第一報) ② 事実を学担、学年主任、生徒指導主事等に連絡する。 ③ 校長、教頭は報告に基づき、生徒指導主事、学年主任等と対応等について検討する。 ④ 必要に応じ、職員会議、生徒指導部会、学年会等を開く。 ⑤ 必要に応じ、校長(教頭)は市教委、関係機関、PTA等と連絡をとる。	① 事件発生時における外部との窓口は、校長(教頭)一つにし、誤解・曲解が生じないようにする。また、十分な配慮のもとに対応する。 ② 外部で問題行動等を起こした場合は、担任等に連絡させるとともに、当該生徒とその保護者が出向き、責任を果たすよう指導する。その際、学級担任、学年主任、生徒指導主事等は仲介をする。 ③ 職員全員の協力体制のもと、教育的配慮をもって対処する。	① 生命に関わる危険性がある場合は、速やかに救急車(119番)等の要請をする。 (通報前に管理職への報告を原則とするが、緊急時は各自の判断で行う) ② 生命への危険がないと判断したときは、速やかに下記のとおり連絡する。 - 教員→養護教諭 - 一学級担任→学年主任 - 養護教諭→教頭(校長) (学担)→保護者 ③ 病院への搬送は、タクシーを利用する。(自家用車の使用は、やむを得ない場合を除き避ける)

延岡市立旭中学校いじめ防止基本方針

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」
平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」
平成26年2月に「延岡市いじめ防止基本方針」の策定を受け、
平成26年4月
本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針
「延岡市立旭中学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止等のための組織

- 「いじめ不登校対策委員会」の設置および毎週行う「職員会」

(2) いじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

- (ア) 規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
 - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
 - 全学年英語科における少人数指導の実施
 - 全学年の数学科・英語科における「はげまし隊」による個別支援

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指す。

(ウ) 全職員による相談活動を推進する。

(エ) 教科や道徳、特別活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

(オ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- (イ) 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
- (ウ) いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
- (エ) いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめの発見
- (イ) 情報の共有
- (ウ) 事実関係についての調査
 - 生徒及び教職員への聴き取り
 - 必要な場合には、生徒へのアンケート調査の実施
- (エ) 解決に向けた指導及び支援
 - 専門的な支援などが必要な場合には、スクールカウンセラー、延岡市教育委員会及び児童相談所、延岡警察署等の関係機関へ相談
- (オ) 関係機関への報告
- (カ) 継続指導・経過観察
 - 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止

(3) ネット上のいじめへの対応

- ア ネットいじめの予防
 - フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発
 - 教科や特別活動、集会等における情報モラル教育の充実
 - 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）の実施
 - インターネット利用に関する職員研修の実施
- イ ネットいじめへの対処
 - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
 - 不当な書き込みを発見したときには、迅速に対処する。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

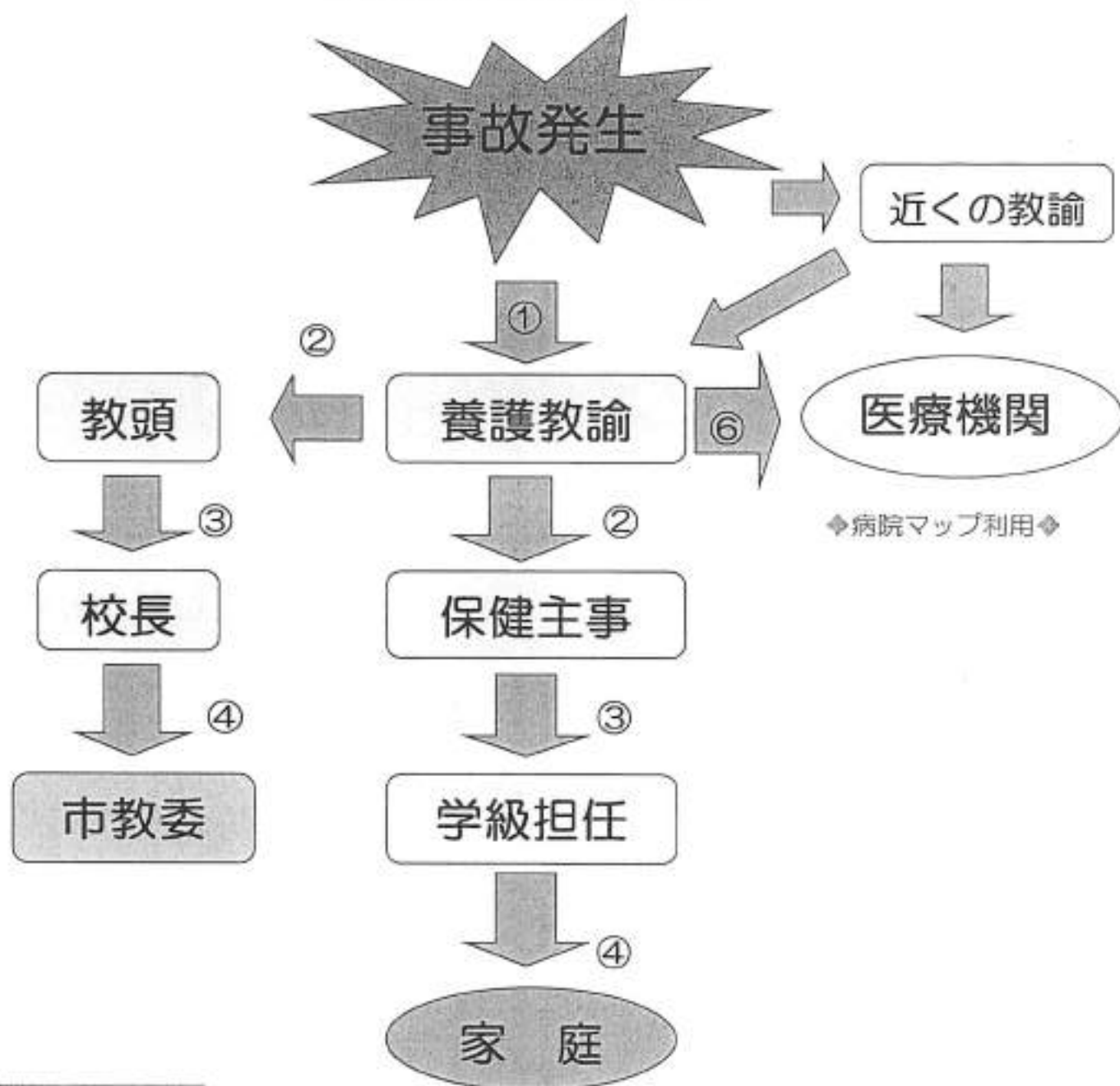
(3) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(4) 地域や家庭との連携について

P T Aや学校運営協議会、地域との連携促進や、青少年育成協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

救急体制



注 意 事 項

-  医療機関への搬送は、 行う。(養護教諭、その他の教諭)
 保健室にある「保健証書」を持って行く。
- ◆ 搬送時は、タクシーを利用し市教委発行の「タクシー券」を利用する。
 (保健室のデスク机の前の棚にかかっています)
- ◆ 学級担任は、その日のうちに家庭連絡を速確に行う。
- ◆ 医療機関での受診は、スポーツ振興センターの給付対象になることが多いため、学級担任は事故が発生した場合、必ず養護教諭に連絡をする。

事故発生時の対応

- ① 事故発生後直ちに養護教諭に連絡する。または、保健室に連れてくる。
・出血のひどい時、意識がないとき・骨折しているときなどはその場で待機させ、養護教諭を呼びに行く（生徒・職員）
- ② 養護教諭が処置を行っている間
・その場に職員（生徒）がいた場合は、その職員（生徒）によって学級担任に連絡する。
・誰もいない場合は、応急処置後、養護教諭より学級担任に連絡する。（できるだけ早く）
- ③ 教頭に連絡する。教頭より校長に連絡。（事故現場へかけつける）
・事故確認、医療機関受診の判断。（一般病院への搬送、救急車要請の判断）

【緊急・重傷の場合】

【軽～中等度のけがの場合】

④ 病院へ連絡（保健主事・学担・その他の職員）

《養護教諭が指示》

・「いつ、どこで、何をしていた、どんなけがをしたか」を慌てずに詳しく伝える。

◎病院の場合

電話にて

- ・学年、性別、氏名
- ・発生時間、事故発生時の状況
- ・傷病の状態の説明
- ・診察可能な有無の確認

◎救急車要請の場合

電話にて

※救急車要請のマニュアル参照

- ・大出血
- ・呼吸停止
- ・服毒、中毒
- ・ショック状態

⑤ 学担は、家庭連絡を適確、正確に行う

1. 発生状況の説明（不必要な不安を与えない。
事実だけを正確に伝える）
2. 病院受診の相談
3. 保険証持参で学校または病院に来ていただく。
（できるだけ保護者同伴で受診）
4. 救急車の場合は、どこの病院に搬送されるかわからないので、引率者と学校が連携を密にとる。

④ 学担は、家庭連絡を適確、正確に行う

1. 発生状況の説明（不必要な不安を与えない。
事実だけを正確に伝える）
2. 病院受診の相談
3. 保険証持参で学校または病院に来ていただく。
（できるだけ保護者同伴で受診）
4. 保護者同伴が得られない場合に確認すること

- ・病院名、治療についての了解
- ・薬や食べ物にアレルギー体質がないか
- ・現在治療中の病気はないか、薬は服用していないか

⑤ 病院へ連絡（保健主事・学担・その他の職員）

電話にて

- ・学年、性別、氏名
- ・発生時間、事故発生時の状況
- ・傷病の状態の説明
- ・診察可能な有無の確認

※学担が出張等でいない場合は
その他の職員で行う

⑥ 医療機関へ搬送する

- ・患者搬送の方法については、医師・教頭・校長の指示を受ける
- ・搬送は、複数で行う（養護教諭、その他の教員）

注意事項

- ◆医療機関での受診は、スポーツ振興センターの給付対象になることが多いため、事故が発生した場合は、必ず養護教諭に連絡する。
- ◆連絡を受け、生徒へ「事故災害の状況調査」を渡し記入させる。（保健室に保管）
- ◆けがの程度により給付対象外になることもあるので「お金は、スポーツ振興でできます」と早いうちに話さない。
（窓口総支払額が1500円以上、2ヶ月にまたがり合計1500円以上でもOK）
- ◆搬送時は、タクシーを利用し市教委発行の「タクシー券」を利用する。（保健室保管）
- ◆学担は、家庭連絡をその日のうちに適確に行う。（生徒間のトラブルによる事故は両方の保護者に連絡を取る）

救急車の呼び方と



到着するまでに行うこと



『火事ですか？救急ですか？』と質問されますので

【救急です】と答える

消防署側から質問してこられますので、落ち着いて答えましょう。

- ① 学校名 延岡市立旭中学校
- ② 『年齢』『性別』 例：「〇年生の男子生徒です」
- ③ 『病気』なのか『けが』なのか、『発生状況』、『現在の状況』を見たまま話す。
◎病気の場合…意識、呼吸、脈の有無など病気の状態を詳しく報告する
(例) けいれんしている、吐いている、熱がある、頭を痛がる、おなかを痛がる、ゼーゼー言っている 等
※かかりつけの病院があれば報告する(保健調査票参照)
◎けがの場合…何をしていたか
「校舎2階のベランダから花壇におちました。体を横向きにして横たわっています。後頭部をけがし、少量の出血があります。呼びかけても反応をしません。呼吸はしています。」
- ④ グランドか教室かの『場所』
- ⑤ 学校の入り口付近でサイレンを止めてもらう



【外で一人が救急車の誘導に当たる】

【救急車が来るまでにすること】

- 《他の生徒を動揺させないように教室に待機させる》
- ① 必要な手当てをする。
 - ② 家庭へ連絡する。
 - ③ 救急車が来るまではできるだけ電話はあけておく
◆救急車から連絡が入る場合がある
◆再連絡する場合がある(悪化、回復どちらの場合も考えられる)
 - ④ 病院に行く準備をしておく(保健調査票、携帯電話、救急バッグ、タクシー券)

【救急車が到着したら】

- ① 患者の容態と行った処置を伝える(正確に)
- ② 希望する病院(かかりつけ)があれば伝える

☆救急車には事故の状況をよく把握している者が同乗する

学校給食による食中毒・異物混入等の異常発生時の対応

【予想される異常事態】

○異物混入 ○異味・異臭 ○給食が原因と考えられる吐き気、下痢、腹痛、湿疹等の発生

事故発生



学級担任

○身体の異常の確認、現物保管（写真を撮っておく）

連絡 → 養護教諭、給食主任、教頭、校長

確認・・・学年、氏名、場所、時刻、発見者と発見時の状況、異物混入の状況

給食主任
養護教諭
保健主事

○身体の確認、応急処置、現物確認・保管

【身体に異常がある場合】

搬送・・・・・・タクシーか救急車の判断（校長）

病院搬送・・・・養護教諭、学担

○食中毒・異物混入事実の確認（学担より報告）

・学年、氏名、場所、時刻

・食中毒・異物混入の状況

いまだ内科 29-2714

県立病院 32-6181

共立病院 33-3268

救急車 119

生徒かかりつけ病院

（保護者より、保健調査表）

学担、職員

○他の生徒への食中毒・異物混入調査確認

連絡 → 保護者へ

連絡事項・・・・事故の程度、事故に至った経緯、とった処置

（記録をしておく）

校長、教頭

○旭小学校へ連絡、現物を届ける。

※必要によっては、第1報を市教委へ（市教委との相談によっては、事務所へ連絡）

報告事項・・・・学校名（校長名）

・事故生徒名、学年、性別、保護者

・事故の種類（食中毒、異物混入等）

・事故発生日時（年 月 日 曜日 時 分頃）

・事故発生場所 ・障害の程度

・学校のとった処置 ・事故の原因

・入院の場合は病院名

・マスコミ、地域住民の動き

旭小学校

33-2261

市教育委員会（保健体育課）

22-7033

教育事務所

32-6116

保健所（必要時）

33-5373

※必要に応じて緊急職員会

・職員の対応についての共通理解

・指導体制の確認

・生徒への説明、指導について

・マスコミへの対応について（窓口の1本化）

校長・関係職員

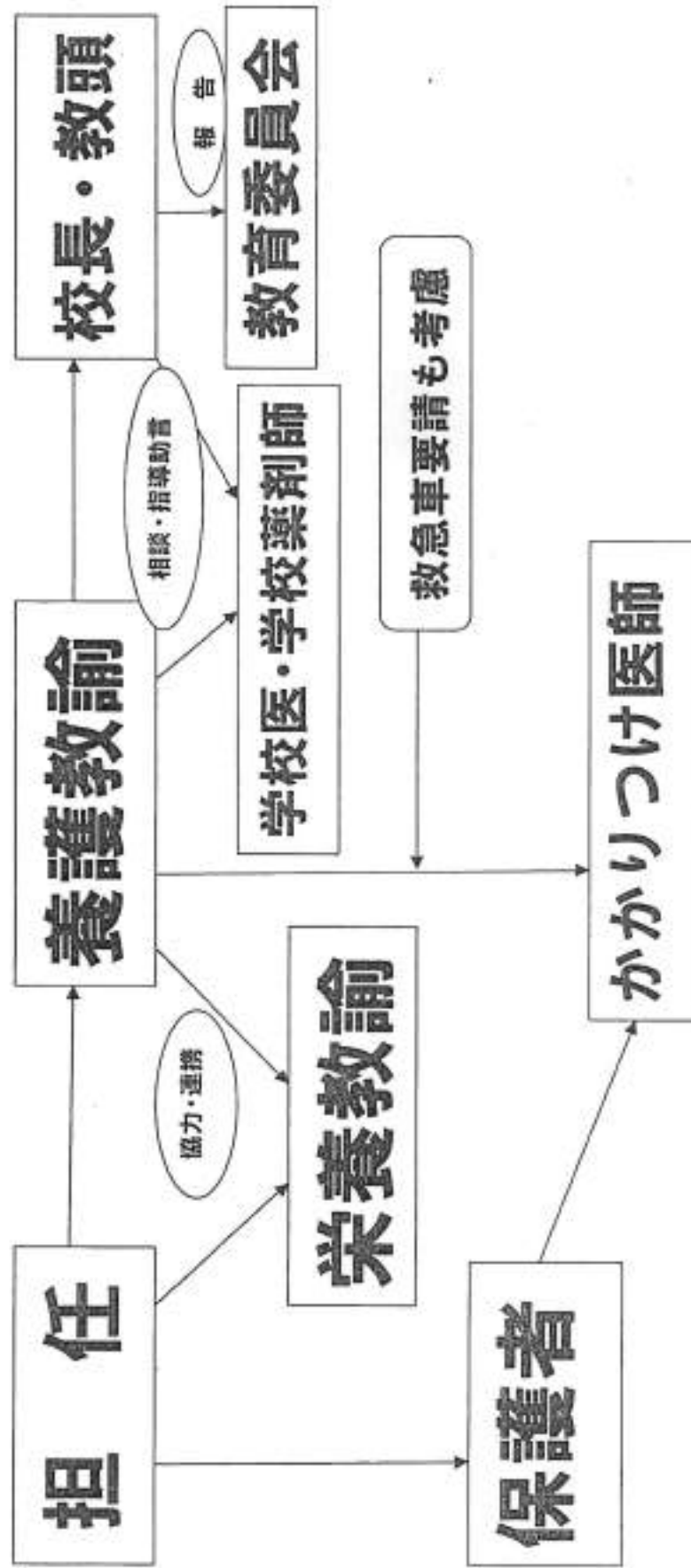
※必要に応じて、保護者への説明、謝罪（※必ず複数で行く）

教頭・給食主任

○全体的状況調査・原因究明

職員会（再発防止のため）

アレルギー症状発生時の学校職員の対応



◆ 連絡先一覧

いまだ	医 院	TEL 0982-29-2714
共 立	病 院	TEL 0982-33-3268
延 岡	保健所	TEL 0982-33-5373



学校医連絡先



甲斐整形外科医院 21-2110

(甲斐 英三 先生 瀬之口町 1 丁目4-12)

いまだ内科医院 29-2714

(今田 真一 先生 塩浜町 1932-1)

さとう耳鼻咽喉科 29-3939

(佐藤 伸矢 先生 岡富町 116)

尾崎眼科 延岡 20-8900

(石井 紗綾 先生 岡富町 125)

岩木歯科医院 32-6480

(岩木 秀文 先生 山下町 2 丁目5-11)

みらいデンタルクリニック 32-2030

(竹尾 保孝 先生 出北町 1 丁目7-23)

延岡共立病院 33-3268

(岩切 啓太 先生 山月町 5 丁目5679-1)